

# お知らせ

INFORMATION

城里町役場 (代表)

☎029-288-3111

## イベント

平成21年度城里町民まつりを開催します

商工・農業関係団体による物販販売やステージ発表が行われます。ご来場ください。

### ◆桂地区

期 日 11月15日(日)

場 所 桂支所、桂公民館、J

A水戸かつら支店

### ◆七会地区

期 日 11月15日(日)

場 所 七会支所職員駐車場、

J A茨城中央七会支店

### ◆常北地区

期 日 11月22日(日)

場 所 常北中学校グラウンド

※各地区とも開催時間は午前10時〜午後4時。雨天時も開催。

問合せ 城里町民まつり実行委員会事務局

●産業振興課(内線381)

☎029-288-3111

●商工会

☎029-288-2001

## お知らせ

生涯学習講演会のお知らせ  
うっかり八兵衛の「元氣」になる話

日 時 11月29日(日)

開演/午前10時30分

場 所 コミュニティセンター城里  
講 演 うっかり八兵衛の「元氣」になる話

講師/俳優 高橋 元太郎氏



その他 入場無料、申込不要

問合せ 教育委員会事務局

☎029-288-3135

## 第九回特別弔慰金の申請について

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第九回特別弔慰金)の申請受付が開始されました。

対象者 公務扶助料や援護法による遺族年金等を受けていた

方(戦没者等の妻など)が、

平成17年4月1日から平成21

年3月31日の間に亡くなるな

どして、平成21年4月1日に

おいて受給権者がいない場合

戦没者等の死亡当時の遺族で

先順位の方(戦没者の子など)

お一人が対象となります

請求期間 平成24年4月2日まで

問合せ 健康福祉課

☎029-240-6550

多重債務者向け無料法律相談会を開催します

日 時 12月6日(日)・7日(月)

午前10時〜午後4時

場 所 水戸合同庁舎

(水戸市柵町1-3-1)

相談員 弁護士、司法書士、消費生活相談員

申込方法 事前に左記申込先に

電話でお申し込みください。

申込締切 11月27日(金)

問合せ 県生活文化課

☎029-301-2829

オウム真理教による犯罪行為の被害者に給付金が支給されます

オウム真理教による犯罪行為(地下鉄サリン事件、松本サリン

事件その他法律で定められた事件に限る)により

●亡くなられた方のご遺族

●障害が残った方(既に亡くなら

れている場合、そのご遺族)

●傷病を負った方(既に亡くなら

れている場合、そのご遺族)

に対し、給付金が支給されます。

問合せ 県警察本部警務部警

務課犯罪被害者支援室

☎029-301-0110

(内線2671, 2672)

☎http://www.npa.go.jp/ou

muhigai/

muhigai/

おでかけください!

●第13回大洗あんこう祭

日 時 11月23日(月・祝)

午前9時30分〜午後3時

場 所 大洗マリントワー前芝生広場

問合せ 大洗町商工観光課

☎029-267-5111

●第15回東海I〜MOのまつり

日 時 11月23日(月・祝)

午前8時45分〜午後3時30分

場 所 東海文化センター

問合せ 東海I〜MOのまつり運営協議会(経済課内)

☎029-282-1711

## 広告

\*\*\*\*\* 教育相談窓口のご案内 \*\*\*\*\*

開設日時 毎週月曜日 午後1時～5時  
 直接相談 常北公民館 (事前連絡不要)  
 電話相談 ☎029-288-2409  
 メール相談 ✉soudan@town.shirosato.lg.jp  
 問合せ 教育委員会 ☎029-288-3135



自衛隊高等工科学校生徒を募集します

募集

入校し生徒課程を修了すると防衛大学校・航空学生受験資格が得られます。

応募資格 平成5年4月2日から平成7年4月1日の間に生まれた男子

入校時期 平成22年4月上旬 ※入校と同時に高等学校(通信制)に入学となります。

身分 特別職国家公務員(自衛官ではありません)

生徒手当 月額94,900円  
 期末手当 年2回(6月・12月)

衣食住 無料で支給されます

受付期間 11月1日(日)～平成22年1月8日(金)

第1次試験日 平成22年1月23日(土)

問合せ

● 役場町民課(内線111) ☎029-288-3111  
 ● 自衛隊茨城地方協力本部 水戸案内所 ☎029-226-9294  
 ✉ hq1-ibaraki@co.mod.go.jp  
 http://www.mod.go.jp/pco/ibaraki

税金は納期限内に納めましょう

1. 公平な納税のために期限内納付を!

[平成21年4月～9月の差押え件数]

納税は、教育、勤労とともに国民の三大義務の一つです。大多数の方は期限内に納付されていますが、なかには納期限までに納めない方もいます。納期限までに納付されないと、大多数の善良な納税者との公平性が保たれなくなるとともに、町の財政が圧迫され、住民サービスに支障をきたしかねません。そのため、町では、納付資力のある滞納者に対して、差押え等の滞納処分を強化しています。

預貯金	16件
不動産	19件
生命保険	17件
合計	52件

2. 税金を納めないでいると損することばかり…

「納め忘れた」「納められない」「納めたくない」・・・では、税金を納めないとどうなるのでしょうか? 滞納した場合には、課税された税額のほかに、延滞金(年率14.6%)と督促手数料(100円)を納めなければなりません。滞納したままでいると、「滞納処分(差押えなど)」がなされる場合があります。

◆ 延滞金について ◆

法律では、税金を納期限後に納付する場合は税額に延滞金額を加算して納付しなければならないと規定されています(地方税法369条他) 滞納している人のなかには「延滞金をまける。こんなに高い延滞金は払いたくない。」という方がいます。しかし、延滞金を徴収しないと、いつ納めてもよいことになり、納期限内に納付していただいている納税者の方との公平性を保つことができません。

3. 事情のある方は納税相談をしてください

病気や失業・事業の経営不振など、やむを得ない理由で納期限内に税金を納めることが困難な方には、生活状況などを伺わせていただいた上で、納付計画のアドバイスをしています。

相談窓口 税務課 収納対策室 ☎029-288-3111(内線121・122)

広告